



様式第5号（第10条関係）

一般廃棄物処理業許可証

甲生環 第 916 号
令和2年(2020年) 3月 31日

京都市伏見区南寝小屋町91番地
安田産業 株式会社
代表取締役 安田 奉春 様

甲賀市長 岩永 裕貴



令和2年3月25日付け一般廃棄物処理業の許可の更新申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の規定により許可します。

許可番号	甲賀市指令 収第28号
取り扱う廃棄物の種類	事業系一般廃棄物
事務所及び事業所の所在	事務所 京都市伏見区南寝小屋町91番地 電話 075-604-5353
	事業場 京都府久世郡久御山町佐山新開地27番地
収集運搬及び処分の別	収集運搬
営業の区域	甲賀市甲南町全域
許可期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
車輛・器材の種類及び数量	パッカー車 1台 予備車（パッカー車、脱着装置付コンテナ専用車）
従業員数	14人
条件	別紙のとおり

許可条件（安田産業 株式会社）

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律だい137号）及び甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年10月1日条例第79号）を遵守すること。
2. この許可証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
3. 許可の有効期間満了後に更新の処分がされる場合を除き、期限が切れたとき、または業務を廃止若しくは休止したときには、直ちにこの許可証を返還しなければならない。
4. 車両には事業所名を表示すること。
5. 許可車両及び器材
 - (1) パッカー車（1.90トン）1台
 - (2) パッカー車（2.80トン、予備車）1台
 - (3) 脱着装置付コンテナ専用車（4.05トン、予備車）1台
6. 施設、車両、器材及び上記の内容に変更があったときは、速やかに届け出なければならない。
7. 収集方法
 - (1) 他市町村にまたがる収集（積載）は行わないこと。
 - (2) 一般廃棄物と産業廃棄物を混載しないこと。
8. 排出事業者と収集委託契約を締結し、実施業務を明確にしておくこと。
また、業務継続中は契約書を保管し、市長が提出を求めた場合には速やかに応じなければならない。
9. 法施行規則第2条の5による一般廃棄物収集運搬業者の帳簿記載事項による実績を毎月10日までに前月分を実績報告書（一般廃棄物処理業務実績報告書）により市長に報告すること。
10. 排出事業者と十分意思の疎通を図り、紛争等が生じないように努め、誠実に業務を遂行すること。
11. 可燃ごみ処分先
甲賀広域行政組合衛生センター（以下「衛生センター」という。）第2工場（ごみ焼却施設）とし、搬入及び作業方法については、係員の指示に従わなければならない。
但し、衛生センターへの搬入方法等に関しては、以下のとおりとする。
 - (1) 搬入方法
衛生センターへの搬入は、衛生センター指定の搬入伝票をその都度提出すること。
 - (2) 衛生センターへの搬入日と搬入時間
土曜日・日曜日と衛生センターが指示した日を除く日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後4時30分までとする。
 - (3) 計量
衛生センター搬入時に計量器により計量する。

(4) 搬入できない事業系一般廃棄物(可燃ごみ)は、次のとおりとする。

- ①粗大ごみ(一辺を50cm以内にする。)
- ②容易に再資源化が可能なもの
- ③動物の死体(ペット類、家畜、実験用動物等)
- ④農業ハウスピニール、古タイヤ、スプリング入りマットレス、塩ビトコ、塩ビトタン、廃木材、大量の枯れ草、生枝草等
- ⑤事業系ごみの内、製造工程から発生するもの
- ⑥特別管理一般廃棄物(感染性一般廃棄物)
- ⑦不燃物(缶、びん、金属類)
- ⑧異常に水分が多いもの
- ⑨その他、衛生センターにおいて処理困難物(液、粉、長尺状等)と認め、職員が指示したもの

(5) 搬入量及び搬入物検査

衛生センターの事情により、搬入量の制限をすることがある。また、衛生センターでの搬入物検査の実施については、その指示に従うものとする。

12. その他の処分先

不燃ごみ、資源ごみの処分先については、事業計画に基づき適正適法に処分可能な施設等に搬入すること。

13. その他

(1) この許可に関し、制度改正等があった場合には、これに従うこと。

(2) 搬入及び処分手数料の支払いにあたっては、衛生センター職員の指示に従うこと。(衛生センターでの処分手数料の支払いについては、甲賀広域行政組合の手数料条例に基づき支払うものとする。)

(3) 廃掃法、浄化槽法、条例、規則、上記事項及び市長の指示に違反したとき、又は市の処理基本計画に変更が生じた場合は、許可を取り消すことがある。